

【教育カードローン歩夢】

(令和2年9月14日現在)

商品名	あるしん教育カードローン歩夢 <しんきん保証>
ご利用いただける方	(1) 満年齢20歳以上の方で安定継続した収入がある方 (2) 子弟等が学校等に就学中または就学予定である者 (3) 保証会社の保証が受けられる方 (4) 当金庫の地区内に住所・居住を有する方または地区内の事業所に勤務されている方
お使いみち	<input type="checkbox"/> 子弟・孫・被扶養親族の就学にかかる学校等への納付金 <input type="checkbox"/> 就学にかかる付帯費用(受験費用、教材費、下宿費用、交通費、入学、卒業に伴う引越し費用等) <input type="checkbox"/> 借換資金(上記を用途として借入れたローンの借換)
ご融資限度額	<input type="checkbox"/> 50万円以上500万円以内 (50万円単位)
ご利用期間	<input type="checkbox"/> 14年9ヶ月以内(1年ごとの自動更新)
ご融資利率	<input type="checkbox"/> 当金庫所定の利率を適用させていただきます。 変動金利 短期プライムレート基準(年2回見直し)
お利息の計算方法	<input type="checkbox"/> 付利単位を1円とした1年365日とする日割計算とします。
ご返済方法	<input type="checkbox"/> 貸越利用中は、元金返済据置(毎月利息のみ支払い) 貸越利用期限後は、元金均等返済 ※教育カード証貸への切替も可
保証人・担保	<input type="checkbox"/> (一社)しんきん保証基金が保証しますので必要ありません。
利息の徴収	<input type="checkbox"/> 利息返済および定例元金返済日は毎月10日(休日の場合は翌営業日に起算日扱いにて)とし貸越利用期間中および元金返済開始後の利息は後取りとする。
保証料・手数料等	<input type="checkbox"/> (一社)しんきん保証基金へ支払う保証料、年0.90%(毎月払い)が必要です。
苦情処理措置 紛争解決措置	<input type="checkbox"/> 苦情処理措置 本商品の苦情は、当金庫営業日に、営業店またはコンプライアンス室(9時～17時、電話:フリーダイヤル 0120-173017)にお申し出ください。 <input type="checkbox"/> 紛争解決措置 東京弁護士会(電話:03-3581-0031)、第一東京弁護士会(電話:03-3595-8588)、第二東京弁護士会(電話:03-3581-2249)仲裁センター等で紛争の解決を図ることも可能ですので、利用を希望されるお客様は、当金庫営業日に、上記コンプライアンス室または全国しんきん相談所(9時～17時電話:03-3517-5825)にお申し出ください。また、お客様から上記東京の弁護士会(東京三弁護士会)に直接お申し出いただくことも可能です。 なお、東京三弁護士会は東京都以外の各地のお客様にもご利用いただけます。その際、当金庫のお客様には、東京三弁護士会の仲裁センター等に申し立てをしたうえで、長野県弁護士会において東京の弁護士会とテレビ会議システム等を用いて共同で紛争の解決を図る方法(現地調停)もあります。詳しくは当金庫コンプライア

	ンス室または全国しんきん相談所、もしくは、東京三弁護士会にお問い合わせください
その他	<input type="checkbox"/> お申込に際しては事前に審査をさせていただきます。結果によっては、ご希望に添えない場合もございますので、あらかじめご了承ください。 <input type="checkbox"/> 現在のご融資利率につきましては当金庫本支店までお問い合わせください。